



忘れずに
投票
しましょう

松山市議会議員選挙

切り開く 自分の票で 将来を

投票日時 **4月26日(日) 7~20時**

※閉鎖時刻が久谷第四(16時)、神和・睦野(17時)、興居島・中島本島(18時)の投票所は異なります

投票できる人

- 【年齢】平成20年4月27日以前に生まれた人
- 【住所】令和8年1月18日以前に転入の届け出などをし、住民基本台帳に記録され引き続き市内に住んでいる人
- 【転居・転出した人】下表のとおり(本市の選挙人名簿に登録されている人に限る)

届け出内容	届出日	投票所など
市内間で転居	~3月28日	新しい住所の投票所
	3月29日~	転居前の住所の投票所
市外へ転出	(異動日) 4月20~25日	転出する日(転出予定日も含む)までは期日前投票ができます。

選挙入場券

4月15日(水)~17日(金)に、同じ住民票の世帯の有権者全員分を封筒で世帯主宛てに郵送します。入場券の記載内容を確認し、投票所または期日前投票所にお持ちください。

- ※入場券が届いても投票できるのは4月20日(月)からです
- ※入場券を紛失しても投票できます。投票所の係員に申し出てください。本人確認のためマイナンバーカードや運転免許証などの提示を求める場合があります

期日前投票

投票日に仕事やレジャーなどで投票に行けない人は期日前に投票ができます。
※告示日の4月19日(日)は、期日前投票はできません

期日前投票所	投票期間	投票時間	投票できる人
市役所第四別館(1階会議室1-1) ※市役所本館から離れた場所にあります	4月20日(月) ~25日(土)	8時30分~20時	市内全域の選挙人
伊台・道後・久米・小野・久谷・浮穴・石井・垣生・味生・久枝・和気・堀江・三津浜・余土の各支所、北条コミュニティセンター		8時30分~18時	
興居島・中島支所		9~20時	
フジグラン松山(遊々館5階ギャラリー)		10~19時	
いよてつ高島屋(南館2階ふれあいギャラリー)	4月22日(水) ~24日(金)	10~16時	当該投票所がある島の選挙人
松山大学 文京キャンパス(温山会館)		10~17時	
愛媛大学 城北キャンパス(校友会館) リージョナル commons ※E.URegional Commonsではありません	4月23日(木)	9時30分~15時30分	当該投票所がある島の選挙人
上怒和集会所			
津和地多目的集会施設			
二神海の駅			
睦月集会所			
野忽那集会所			
釣島集会所			
安居島集会所			
日浦公民館九川分館			
宇和間農林漁業体験実習館			
熊田地域総合施設	4月21日(火)	9時~10時30分	住所が熊田の選挙人
吉木集会所			
饒集会所	4月22日(水)	12時~13時30分	住所が吉木の選挙人
畑里高齢者健康増進実習館			
中島栗井集会所			
長師海の駅・中島味館鉄人の里			
宮野集会所			
神浦地域総合施設			
住所が神浦の選挙人			
住所が長師の選挙人			
住所が中島栗井の選挙人			
住所が九川の選挙人			
住所が安居島の選挙人			
住所が鷹ヶ巣投票区の選挙人			

- ※松山大学・愛媛大学は駐車場がありません。公共交通機関などを利用してください
- ※小野・垣生・和気・堀江支所は、投票所内が狭くなっています
- ※潮見・桑原・生石・湯山・五明支所で期日前投票はできません
- ※入場券裏面の宣誓書(期日前投票用)を事前に記入して持ってくる受付付けがスムーズです。宣誓書用紙は各期日前投票所にもあります

投票所などの変更

下表の投票区は、投票場所が変わります。入場券をよく確かめて、投票場所を間違えないようにしてください。

投票区	新投票所	旧投票所	区域
中島第二	元怒和集会所	上怒和集会所	上怒和、元怒和 ※上怒和集会所は期日前投票所を開設します
久米第一	久米公民館	久米支所	南久米町・鷹子町・北久米町の一部

※投票所の変更や投票所内で場所の変更がある場合は、入場券でお知らせします

体が不自由な人の介助など

車いすを利用する人など投票所(期日前投票所)で介助が必要な人や投票用紙に自書できない人(係員による代理投票や点字器の貸し出し)は、係員に申し出てください。

不在者投票

【入院中の人不在者投票できる市内の病院(50音順)】

天山・愛媛県立中央・愛媛生協・おおぞら・奥島・栗林・済生会松山・貞本・佐藤実・四国がんセンター・道後温泉・東明・野本記念・平成脳神経外科・北条・松山記念・松山協和・松山さくら・松山市民・松山城東・松山赤十字・松山第一・松山西・松山ベテル・松山まどんな・松山リハビリテーション・南高井・南松山の各病院

【郵便などによる不在者投票】

下表に該当する人は、郵便投票証明書の交付を受け、4月22日(水)17時(必着)までに市選挙管理委員会へ請求すると、自宅などで不在者投票ができます。

- ※告示日前でも請求できます。早めに相談してください
- ※自分の名前が書けない人(代理記載制度利用者を除く)は、この制度を利用できません

手帳などの種類	障がいの種類	障がいの程度または要件
身体障害者手帳	両下肢・体幹・移動機能	1級または2級
	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸	1級または3級
戦傷病者手帳	免疫・肝臓	1~3級
	両下肢・体幹	特別項症~第2項症
介護保険被保険者証	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓	特別項症~第3項症
		要介護5

【郵便などによる不在者投票(代理記載制度)】

上表かつ下表に該当する人は、自宅などで代理記載人による投票が行えます。

手帳の種類	障がいの種類	障がいの程度
身体障害者手帳	上肢・視覚	1級
戦傷病者手帳		特別項症~第2項症

選挙公報

選挙公報は、4月22日(水)から24日(金)に各世帯へ直接、配布します。また、市役所本館1階・第四別館1階、各支所、各公民館、各地区集会所(中島)に設置し、市選挙管理委員会ホームページでも確認できます。

※4月24日(金)までに届いていない場合は連絡してください

☎市選挙管理委員会事務局 ☎(089)948-6619・FAX 934-1811



ホームページ



フェイスブック



Instagram